

② ボアオの進出は町は企業進出、
企業誘致ととられているが
この施設の運営は通常の民間が、営利のみを
求めて運営するものとは全く違う目的で
譲渡されているのであって、
企業誘致のために譲渡をしたのではないと
思うが、どうか。

1、BOAO を那智勝浦町に紹介したのは、
平成18年、本年の4月3日付のサンケイ新聞に
よれば「1日年金資金運用基金」とあるが、
これは事実なのか。
事実であれば、どのような経緯で紹介するに
至ったのか。

1、賃貸借契約書の署名がなされた場所は、
どこだったのか、ご存知か？

2、経済産業大臣から、何か基金側にこの誘致の件で
話やら相談があったか。

町は大変、おかしい事を言っている。

大きな投資を引き出しておいて、

将来、用地を渡さないとなると

大きな補償問題が生じてくると懸念されると

言っている。

こんな補償の担保を与えなければ、

国との約束が履行できない契約なのか？

1) グリーンピア南紀問題

- ① 前回、3月17日の予算委員会で少し質問もさせていただいたが、時間が足りなかつたので本日、岩本理事や皆さんのご理解、ご配慮を賜りましたので、再度、今回は掘り下げて質疑をさせていただきたいと思いますが、少し、おさらいをしたいと思います。
- まず第1点、このグリーンピア南紀も含め全国で13ヶ所、年金資金等を原資とした財投で設置された、これらの施設の建設費用、総額と売却額の総額はどうなっていますか？

- ② 建設費用に比べ、売却額は極めて低く
この多額の売却損の発生が年金財政に大きな
負担となっているが、
この責任は感じていますか。
- ③ グリーンピア南紀は昨年、地元の自治体に
譲渡されたが、ここでもう一度経緯と
自治体がその後、この施設をどうしたのか
改めて聞かせて欲しい。
- ④ 122億に対して、2.7億円
譲渡価格の設定の考え方、根拠を
教えて欲しい。

契約の仕方、中身について質問したい

① 特約とはどういう約束なのか？

又、契約なのか？

② 122 億円もの財投、年金資金を使ってそれが、

2 億 7000 万円というわずか **2 %強** に化け、

それが又、民間に 1 億 6000 万などという

122 億円の 1 %強で今、10 年後に売買されようと
している。

この値段が有する意味、意義は大変、大きい訳で
おります、ある意味だから こんな値段で売り
買いされることになった。

その根拠はどこに求めたらいいですか。

③ 公共性、公益性をうたっている、

この国と両町との譲渡契約でいろいろ書かれて
いるが、私は一番 大切な箇所は

14 条～16 条であると思われる。

- ① 年金基金が町に対して譲渡することとした
- 絶対条件は「必要条件」でも「十分条件」でもない。
- 正に売却をする条件は
- この施設を 10 年間
- 「公共性」「公益性」を果たすことを条件として
- の減額売買譲渡であったのではないのか。

公共性・公益性とは何か

町は国との約束の公共性、公益性の解釈として
雇用・地産地消・地域経済の活性化と 3 点ばかり
上げているが、これらの事は公共性でも公益性でもなく
一般の民間の企業の経済活動では当然、伴うべき事柄で
あって、本来、公共性、公益性とは不特定多数の人々が
等しくサービスを受用することであり、
町の解釈はおかしいと思うがどうか。

(総務省)
財産処分の議決が
「今でも 10 年後でも、いずれかの時期にも行える」
との事は、町が総務省に確認済みとあるが、
それは事実なのか？
そのことが、良しとされる理由な何か？

最後の質問（締めくくり）

- ① 両町との契約書の中の 19 条 2 項に
毎年 6 月 30 日には、報告を受けるとなっているが、
こんな受身的な事ではなく、しっかりと「どうだ」と
いう事を国から現状報告を求めていく
国との約束が履行されているかどうか、というよう
な事をチェックしていく必要があると思うが、
どうか。
- ② 社保庁では、福祉施設として設置した
年金福祉施設について、その売却を順次進めて
いっているようだが、その売却状況はどうか。
こんなグリーンピアのような叩き売りをして
年金財政の負担を更に大きくするようなことが
ないよう、反省に立って対応すべきと思うが
今後の方針を最後に聞かせて欲しい。